

## 別表 遊戯施設

### 1(5)構造物

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
構造物	(略) 設置時の荷重を超える荷重の有無	(略) 設計図書との照合等により確認する。	(略) 設置時の荷重以外の外力又は荷重を受け、安全上支障をきたすおそれがあること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
構造物	(略) 設置時の荷重を超える荷重の有無	(略) 設計図書との照合等により確認する。	(略) 設計図書と異なる構造物又は装飾物等が設置されていること。

### 2(1)軌条、軌道、水路及び滑走路

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがあるき裂又は変形があること。
	(略)	(略)	(略)
	軌条、軌道及び水路の摩耗の状況	部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 摩耗量が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表一に規定する値を超えていること。 ロ 摩耗量が遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表一に規定する値の90パーセントを超えていること。
	軌条、軌道及び水路の支柱との接合部の緩み及びき裂の状況	き裂を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	軌条、軌道又は水路の支柱との接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
軌条、軌道、水路及び滑走路	軌条、軌道及び水路のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	き裂又は変形があること。
	(略)	(略)	(略)
	軌条、軌道及び水路の摩耗の状況	部材の厚さが最も薄い箇所を測定する。	イ 摩耗量が製造者が定める基準値(基準値がない場合において遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表一に規定する値)を超えていること。 ロ 摩耗量が製造者が定める基準値(基準値がない場合において遊戯施設の検査標準(JIS A1701)表一に規定する値)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)
(略)	(削除)	(削除)	(削除)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

2(2)支持部材

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
支持部材	支持部材のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがあるき裂又は変形があること。
	(略)	(略)	(略)
	滑走路と支持部材及び支柱との取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	滑走路と支持部材若しくは支柱との接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
支持部材	支持部材のき裂及び変形の状況	目視により確認する。	き裂又は変形があること。
	(略)	(略)	(略)
	軌条、軌道、水路及び滑走路と支持部材及び支柱との取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	支持部材若しくは支柱との接合部に緩みがあること又は溶接部にき裂があること。

3(3)減速機

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
減速機	(略)	(略)	(略)
	密閉型減速機のバックラッシュの状況	停止状態において入力軸と出力軸の余裕を目視及び触診により確認する。	入力軸と出力軸の間に過度な余裕があること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
減速機	(略)	(略)	(略)
	減速機の作動の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	異常音、異常な発熱又は異常な振動があること。

3(5)軸及び軸受装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
軸及び軸受装置	(略)	(略)	(略)
	軸及び軸受装置の劣化及び損傷並びに給油の状況	運転状況において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
	軸の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある損傷又は著しい摩耗があること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
軸及び軸受装置	(略)	(略)	(略)
	軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
	軸及び軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。

別表 遊戯施設

3(7)駆動車輪装置

<～H29.9>			
(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動車輪装置	車輪の取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱、 <b>若しくは異常な振動</b> があること又は給油が適切でないこと。
	(略)	(略)	(略)
	車輪の摩耗の状況	車輪の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
空気入りタイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては350キロパスカル)の90パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの25パーセント未満であること。	
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>			
(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
駆動車輪装置	車輪の取付け及び給油の状況	運転状態において心ずれを目視により確認するとともに、軸受部の給油状況を聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱、 <b>異常な振動若しくははずり</b> があること又は給油が適切でないこと。
	(略)	(略)	(略)
	車輪(溝付きタイヤを除く。)の摩耗の状況	車輪(溝付きタイヤを除く。)の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)
(新設)	溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあつては、溝深さが設計時の25パーセント未満であること。
空気入りタイヤの空気圧の状況	空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90パーセント未満であること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

4(1)チェーンコンベア巻上装置

<～H29.9>

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
チェーンコンベア巻上装置	巻上用チェーン	巻上用チェーンの劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 チェーンのリンクに著しい錆、腐食又はき裂があること。
	スプロケット	(略)	(略)
軸及び軸受	スプロケットの給油の状況	(略)	(略)
	スプロケットの給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
	スプロケット軸受の取付けの状況	取付け部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	軸及び軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
チェーンガイド	(新設)	(新設)	(新設)
	チェーンガイドの摩耗及び変形の状況	目視により確認する。	運転上支障をきたすおそれがある摩耗又は変形があること。
チェーンガイド	(新設)	(新設)	(新設)
	チェーンガイドの取付け及び変形の状況	目視により確認する。	チェーンガイドの取付けに緩みがあること又は変形があること。



<H29.10～>

(イ)検査項目	(ロ)検査事項	(ハ)検査方法	(ニ)判定基準
チェーンコンベア巻上装置	巻き上げ機用チェーン	巻上用チェーンの劣化及び損傷並びに給油の状況	目視により確認する。 チェーンのリンク板若しくは軸にき裂若しくは著しい錆若しくは腐食があること又は給油が適切でないこと。
	スプロケット	(略)	(略)
軸及び軸受	スプロケット	(略)	(略)
	スプロケット	(削除)	(削除)
	スプロケット軸受	目視により確認する。	(削除)
	スプロケット軸受装置の取付け及び劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又は取付け部に著しい錆若しくは腐食若しくは異常な振動があること。
スプロケット軸受装置の給油の状況	スプロケット軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
	スプロケット軸及びスプロケット軸受装置の劣化及び損傷の状況	目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。
チェーンガイド	チェーンガイドの取付け及び変形の状況	目視により確認する。	チェーンガイドの取付けに緩みがあること又は変形があること。
	しゅう動材の取付け及び劣化及び変形の状況	目視により確認する。	しゅう動材の取付けに緩みがあること、著しい摩耗があること又は変形があること。

別表 遊戯施設

4(2)ベルトコンベア巻上装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
ベルトコンベア巻上装置	巻上用ベルト	巻上用ベルトの滑りの状況	滑りの有無を目視及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	
	軸及び軸受	軸受の取付けの状況	取付け部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
		軸及び軸受の劣化及び損傷並びに給油の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること又は給油が適切でないこと。
(新設)	(新設)	(新設)		



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
ベルトコンベア巻上装置	巻上用ベルト	巻上用ベルトの滑りの状況	滑りの有無を目視及び触診により確認する。	
	(略)	(略)	(略)	
	軸及び軸受装置	軸受装置の取付け及び取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	運転状態において、駆動用ブリー又は乗物との間に滑りがあること。 取付けが堅固でないこと又は取付け部に著しい錆若しくは腐食若しくは損傷があること。
		軸受装置の給油の状況	目視により確認する。	給油が適切でないこと。
(新設)	軸及び軸受装置の劣化及び損傷の状況	運転状態において目視、触診及び聴診により確認する。	回転時に異常音、異常な発熱若しくは異常な振動があること、著しい劣化があること又は損傷があること。	

4(3)ワイヤロープ巻上装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
ワイヤロープ巻上装置	(略)	(略)	(略)
	巻上機	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
ワイヤロープ巻上装置	(略)	(略)	(略)
	巻上機	(略)	(略)
	ロープガード	ロープガードの状況	目視及び触診により確認するとともに、滑車の索に面する部分の端部との距離を測定する。

別表 遊戯施設

4(5)釣合おもり

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
釣合おもり	釣合おもりの枠の状況	目視及び触診により確認する。	枠の組立てが堅固でないこと又は変形があること。
	釣合おもりのガイドシュー及びガイドローラーその他これに類するもの(以下「ガイドシュー等」という)の取付けの状況	テストハンマーによる打検等により確認する。	ナットに緩みがあること。
	釣合おもりのガイドシュー等の摩耗の状況	目視、聴診及び触診により確認する。	しゅう道部又は回転部の摩耗により運行に支障を生じていること。
	釣合おもり片の脱落防止措置の状況	目視及び触診により確認する。	釣合おもり片の脱落防止措置が確実でないこと。

5(1)安全装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
非常止め装置	(略)	(略)	(略)
	非常止め装置の取付けの状況	(略)	(略)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
非常止め装置	(略)	(略)	(略)
	非常止め装置の取付けの状況	(略)	(略)
	過速スイッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	過速スイッチを作動したときに安全回路が遮断されないこと又は安全回路の遮断を保持できないこと。
	キャッチと過速スイッチの整合性の状況	目視により作動の順位を確認する。	キャッチの作動速度が過速スイッチの作動速度を下回ること。
	キャッチの作動の状況	作動の状況を確認する。	キャッチが作動しないこと又は調速機ロープが滑ること。

別表 遊戯施設

5(4)乗物急激降下防止装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	急激降下防止装置の <u>固定側の取付けが堅固でないこと又は変形、著しい摩耗</u> 若しくは腐食があること。
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
乗物急激降下防止装置	乗物急激降下防止装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	急激降下防止装置の取付けが堅固でないこと又は <u>損傷</u> 若しくは <u>著しい腐食</u> があること。
	(略)	(略)	(略)

5(5)制動装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制動装置	(略)	(略)	(略)
	作動装置の作動の状況	<u>目視により確認するとともに、</u> 手動操作で開閉し作動の状況を確認する。	<u>著しい摩耗があること又は</u> 作動が円滑でないこと。
	リンク装置、 <u>空圧シリンダー及びアクチュエーター</u> の取付けの状況	目視により確認する。	取付けが堅固でないこと <u>又は</u> 変形、破損、 <u>著しい錆</u> 若しくは腐食があること。
	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
制動装置	(略)	(略)	(略)
	作動装置の作動の状況	手動操作で開閉し、作動の状況を確認する。	作動が円滑でないこと。
	リンク装置の取付けの状況及び給油の状況	<u>取付部を目視により確認するとともに、</u> テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと、 <u>変形、破損</u> 若しくは <u>著しい摩耗</u> 、 <u>錆</u> 若しくは腐食があること <u>又は給油が適切でないこと。</u>
	<u>空圧シリンダーその他のアクチュエーターの取付けの状況</u>	<u>目視により確認する。</u>	<u>取付けが堅固でないこと又は著しい錆</u> 若しくは腐食があること。

5(6)速度制御装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
速度制御装置	速度制御装置の取付けの状況	取付部を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	速度制御装置の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	変形、破損、 <u>著しい錆</u> 又は腐食があること。
	速度制御装置の作動の状況	作動の状況を確認する。	偏心又は滑りがあること又は作動が <u>確実でないこと。</u>



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)

別表 遊戯施設

追突防止装置

5(7)

※項番5(6)削除に伴う、項番の変更。内容に変更なし



5(6)

水位検出装置

5(8)

※項番5(6)削除に伴う、項番の変更。内容に変更なし



5(7)

6(1)乗物

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
乗物	外装及び床	乗物の外装及び床の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 <b>運転上支障をきたすおそれのある</b> き裂、破損、腐食又は浸水があること。
	構造部材	乗物の構造部材及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。 <b>運転上支障をきたすおそれのある</b> き裂、破損、変形、緩み又は腐食があること。
	(略)	(略)	(略)
	<b>シートベルト及び</b> 身体保持装置	<b>シートベルト及び</b> 身体保持装置の作動の状況	目視及び触診により確認する。
	<b>シートベルト及び</b> 身体保持装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又はき裂、破損、変形若しくは著しい錆があること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準	
乗物	外装及び床	乗物の外装及び床の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂、破損、 <b>著しい錆若しくは</b> 腐食又は浸水があること。
	構造部材	乗物の構造部材及び接合部の劣化及び損傷の状況	目視により確認する。	き裂、破損、変形、緩み又は <b>著しい錆若しくは</b> 腐食があること。
	(略)	(略)	(略)	(略)
	身体保持装置	身体保持装置の作動の状況	目視及び触診により確認する。	作動又はロックが確実にないこと。
	身体保持装置の取付け並びに劣化及び損傷の状況	損傷等を目視により確認するとともに、テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと又はき裂、破損、変形若しくは著しい錆があること。	

6(2)客席部取付け装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
客席部取付装置	(略)	(略)	(略)
	客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の径の状況	(略)	(略)
	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
客席部取付装置	(略)	(略)	(略)
	客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の径の状況	(略)	(略)
	<b>客席部分を吊る丸鋼、リンクチェーン等の劣化の状況</b>	<b>目視により確認する。</b>	<b>き裂、破損、変形又は著しい錆若しくは腐食があること。</b>
	(略)	(略)	(略)



別表 遊戯施設

6(3)走行台車

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
走行台車 (略)	(略)	(略)	(略)
台車先端軸	走行台車先端軸の摩耗の状況	台車先端軸に振動を加え、台車先端軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合には、台車先端軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合には、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル未満のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
走行台車 (略)	(略)	(略)	(略)
台車先端軸	走行台車先端軸の摩耗の状況	台車先端軸に振動を加え、台車先端軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合には、台車先端軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合には、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル以下 <del>未満</del> のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあっては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあっては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

台車中心軸	走行台車中心軸の摩耗の状況	台車中心軸に振動を加え、台車中心軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあつては、台車中心軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあつては、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル未 <del>過</del> ものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)



台車中心軸	走行台車中心軸の摩耗の状況	台車中心軸に振動を加え、台車中心軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあつては、台車中心軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあつては、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル以下)のもの3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)

6(4)車輪装置

<~H29.9>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
車輪装置 車輪	(略)	(略)	(略)
	車輪の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、車輪の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。



<H29.10~>

(イ) 検査項目	(ロ) 検査事項	(ハ) 検査方法	(ニ) 判定基準
車輪装置 車輪	(略)	(略)	(略)
	車輪(溝付きタイヤを除く)の摩耗並びに劣化及び損傷の状況	目視により確認するとともに、車輪(溝付きタイヤを除く)の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合にあつては、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。

別表 遊戯施設

			<p>□ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）                  については、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値の90パーセントを超えていること。</p>
	(新設)	(新設)	(新設)
	空気入りタイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合） <u>については、350キロパスカル</u> の90パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの25パーセント未満であること。
	(略)	(略)	(略)
車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）	車輪軸の摩耗の状況	車輪軸に振動を加え、車輪軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合においては、車輪軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合においては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル未満のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	<p>イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合においては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合においては、隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合においては、隙間が軸の直径の二百分の一）を超えていること。</p> <p>□ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合においては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合においては、隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合においては、隙間が軸の直径の二百分の一）の90パーセントを超えていること。</p>
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)



			<p>□ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合）                  については、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値の90パーセントを超えていること。</p>
	溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合においては、溝深さが設置時の25パーセント未満であること。
	空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90パーセント未満であること。
	(略)	(略)	(略)
車輪軸（主輪軸、側輪軸及び受輪軸）	車輪軸の摩耗の状況	車輪軸に振動を加え、車輪軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合においては、車輪軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合においては、分解検査等において実施した測定結果（人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル以下 <sup>イ</sup> のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの）により確認する。	<p>イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合においては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合においては、隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合においては、隙間が軸の直径の二百分の一）を超えていること。</p> <p>□ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値（製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合においては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合においては、隙間が軸の直径の二百分の一）の90パーセントを超えていること。</p>
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

6(5)乗物引上げ金具

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
乗物引上げ金具	(新設)	(新設)	(新設)
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
乗物引上げ金具	引上げ金具の取付けの状況	テストハンマーによる打検又は目視による緩み確認マークの位置の確認その他ナットの緩みを確認できる方法により確認する。	取付けが堅固でないこと。
	(略)	(略)	(略)

6(6)車両連結器

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
車両連結器	(略) 連結軸の摩耗の状況	(略) 連結軸に振動を加え、連結軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあつては、連結軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあつては、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル未満のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあつては、隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が0.2ミリメートル、すべり軸受の場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
車両連結器	(略) 連結軸の摩耗の状況	(略) 連結軸に振動を加え、連結軸が振動する状況を確認し、異常が認められた場合にあつては、連結軸と軸受け間の隙間を測定する。また、異常が認められない場合にあつては、分解検査等において実施した測定結果(人力で走行するものは5年以内、それ以外で定常走行速度が毎時40キロメートル以下)のものは3年以内、それら以外のものは1年以内に行ったもの)により確認する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一又は0.2ミリメートルのうちいずれか小さい値、すべり軸受の場合にあつては、隙間が軸の直径の二百分の一)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合のうち、ころがり軸受で軸が回転する場合にあつては隙間が0.03ミリメートル、ころがり軸受で軸が回転しない場合にあつては隙間が軸の直径の二百分の一)の90パーセントを超えていること。
	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

7(2)ガイドローラー

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
ガイドローラー	(略)	(略)	(略)
ガイドローラーの摩耗の状況	車輪の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合には、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合には、鋼製車輪においては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)の90パーセントを超えていること。	
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
空気入りタイヤの空気圧及び溝深さの状況	空気圧及び溝深さを測定する。	空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合には、350キロパスカル)の90パーセント未満であること又は溝深さが設置時の溝深さの25パーセント未満であること。	
(略)	(略)	(略)	(略)



(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
ガイドローラー	(略)	(略)	(略)
ガイドローラーの摩耗の状況	ガイドローラー(溝付きタイヤを除く)の摩耗の状況	車輪(溝付きタイヤを除く)の径を測定する。	イ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合には、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)を超えていること。 ロ 摩耗が是正が必要な状態として製造者が定める基準値(製造者が指定していない場合には、鋼製車輪及び溝無しソリッドタイヤにおいては設置時の直径の2.5パーセント又は6ミリメートルのうちいずれか小さい値、ウレタン等によりライニングされた車輪においては設置時の厚みの25パーセント又は5ミリメートルのうちいずれか小さい値)の90パーセントを超えていること。
(略)	(略)	(略)	(略)
(新設)	溝付きタイヤの溝深さの状況	目視により確認し、又は溝深さを測定する。	溝深さが製造者が定める基準に適合していないこと。ただし、製造者が基準を定めていない場合にあっては、溝深さが設置時の25パーセント未満であること。
空気入りタイヤの空気圧の状況	空気入りタイヤの空気圧の状況	運転状態で目視及び聴診により確認するとともに、空気圧を測定する。	スリップ等の運転上支障をきたすおそれがあること又は空気圧が適正な状態として製造者が定める基準値の90パーセント未満であること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

7(3)ガイドシュー等とガイドレールの接合部

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
ガイドシュー等とガイドレールの接合部	ガイドシュー等とガイドレールの接合部の状況	目視により確認するとともに、ガイドシュー等とガイドレールのかかり代長さを測定する。	次のいずれかに該当すること。 (1) ガイドシュー等とガイドレールが嵌合しないものであること。 (2) ガイドレールは、その設置面に対して垂直方向にガイドシュー等と接する部分が、地震力によって生じると想定されるガイドレールのたわみよりも10ミリメートル以上長いものでないこと。 (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、地震その他の振動により外れるおそれのないよう必要な措置が講じられていないこと。

ガイドロープ

7(4)  
※項番7(3)新設に伴う、項番の変更。内容に変更なし



7(5)

8(1)油圧装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
油圧装置	(略)	(略)	(略)
安全弁	安全弁の作動の状況	作動の状況を確認する。	常用圧力の1.25倍を <u>超えても</u> 作動しないこと。
圧力計	圧力計の取付けの状況	目視により確認する。	<u>有効な</u> 圧力計が <u>必要な場所</u> に取付けられていないこと。
	圧力計の破損の状況	目視により確認する。	破損していること <u>又は</u> 指示が読み取れないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)
油温等	油温	<u>油の温度を測定するとともに</u> 、油温を制御する装置の作動の状況を確認する。	油温が摂氏5度から60度の範囲を <u>超えていること</u> 又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと。
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
油圧装置	(略)	(略)	(略)
安全弁	安全弁の作動の状況	<u>安全弁の設定値を目視で確認するとともに</u> 、作動の状況を確認する	常用圧力の1.25倍を <u>超える設定値であること</u> 又は安全弁が正常に作動しないこと。
圧力計	圧力計の取付けの状況	<u>設計図書との照合等</u> により確認する。	圧力計が <u>設計図書のとおり</u> に取り付けられていないこと。
	圧力計の破損及び作動の状況	目視により確認する。	破損していること <u>若しくは</u> 指示が読み取れないこと <u>又は</u> 作動が <u>確実でないこと</u> 。
(略)	(略)	(略)	(略)
油温等	油温	油温を制御する装置の <u>設定値を目視で確認するとともに</u> 、作動の状況を確認する。	油温が摂氏5度から60度の範囲を <u>超える設定値であること</u> 又は油温を制御する装置が正常に作動しないこと。
	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

8(2)空圧装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
空圧装置	(略)	(略)	(略)
安全弁	安全弁の機能の状況	作動の状況を確認する	常用圧力の1.25倍を <b>超えても</b> 作動しないこと。
圧力計	圧力計の取付けの状況	<b>目視および触診</b> により確認する。	<b>有効な圧力計が必要な場所に取付けられていないこと。</b>
	圧力計の破損の状況	目視により確認する。	破損していること <b>又は</b> 指示が読み取れないこと。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
空圧装置	(略)	(略)	(略)
安全弁	安全弁の機能の状況	安全弁の <b>設定値を目視で確認するとともに</b> 、作動の状況を確認する	常用圧力の1.25倍を <b>超える設定値であること又は安全弁が正常に</b> 作動しないこと。
圧力計	圧力計の取付けの状況	<b>設計図書との照合等</b> により確認する。	<b>圧力計が設計図書のとおりに取り付けられていないこと。</b>
	圧力計の破損 <b>及び</b> 作動の状況	目視により確認する。	破損していること <b>若しくは</b> 指示が読み取れないこと <b>又は作動が確実にないこと。</b>
(略)	(略)	(略)	(略)

8(3)揚水装置

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
揚水装置	(略)	(略)	(略)
圧力計	圧力計の取付けの状況	<b>目視</b> により確認する。	<b>有効な圧力計が必要な場所に取付けられていないこと。</b>
	圧力計の破損の状況	目視により確認する。	破損していること <b>又は</b> 指示が読み取れないこと。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
揚水装置	(略)	(略)	(略)
圧力計	圧力計の取付けの状況	<b>設計図書との照合等</b> により確認する。	<b>圧力計が設計図書のとおりに取り付けられていないこと。</b>
	圧力計の破損 <b>及び</b> 作動の状況	目視により確認する。	破損していること <b>若しくは</b> 指示が読み取れないこと <b>又は作動が確実にないこと。</b>

9(1)受電盤、制御盤及び操作盤

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
受電盤、制御盤及び操作盤	(略)	(略)	(略)
	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>	<b>(新設)</b>
	盤内の各機器の取り付けの状況	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
受電盤、制御盤及び操作盤	(略)	(略)	(略)
	<b>盤内環境の状況</b>	<b>目視</b> により確認する。	<b>盤内に著しいほこりの堆積等があること又は過度の湿気の滞留があること。</b>
	盤内の各機器の取り付けの状況	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

9(4)避雷設備

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
避雷設備	<b>避雷針</b> の接地抵抗	接地抵抗値を測定する。	接地抵抗値が10オームを超えていること。
(略)	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
避雷設備	<b>避雷設備の総合</b> 接地抵抗	<b>総合</b> 接地抵抗値を測定する。	<b>総合</b> 接地抵抗値が10オームを超えていること。
(略)	(略)	(略)	(略)

別表 遊戯施設

9(5)照明電飾

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
照明電飾	(略) 照明電飾器具の取付けの状況	(略) 目視、設計図書との照合等により確認する。	(略) 構造物に設置時の荷重を超える荷重がかかり、安全上支障をきたすおそれがあること。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
照明電飾	(略) 照明電飾器具の取付けの状況	(略) 設計図書との照合等により確認する。	(略) 設計図書と異なる照明電飾器具が設置されていること。

9(7)リミットスイッチ及びセンサー

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
リミットスイッチ及びセンサー	(略) リミットスイッチ及びセンサーの破損の状況	(略) 目視により確認する。	(略) 破損していること。
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
リミットスイッチ及びセンサー	(略) リミットスイッチ及びセンサーの錆及び腐食並びに破損の状況	(略) 目視により確認する。	(略) 著しい錆若しくは腐食又は破損があること。
	(略)	(略)	(略)

10(8)定員及び使用制限等の表示

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
定員及び注意事項の表示	乗物の定員制限等の表示の状況	目視により確認する。	乗物の見やすい位置に定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていないこと。
	乗り場における定員制限などの表示の状況	目視により確認する。	乗り場に施設の定員その他使用の制限に関する事項が掲示されていないこと。
	(略)	(略)	(略)



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
定員及び使用制限等の表示	定員の表示の状況	目視により確認する。	客席部分の見やすい位置に定員を明示した標識が掲示されていないこと。
	使用制限の表示の状況	目視により確認する。	客席部分又は乗り場に施設の使用の制限に関する事項が掲示されていないこと。
	(略)	(略)	(略)

10(12)耐震対策

<～H29.9>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
耐震対策	滑節構造とした接合部の状況	目視により確認し又は測定する。	平成21年国土交通省告示第621号の規定に適合しないこと。
	ロープガード等の状況	目視及び触診により確認し又は測定する。	平成21年国土交通省告示第622号の規定に適合しないこと。



<H29.10～>

(い)検査項目	(ろ)検査事項	(は)検査方法	(に)判定基準
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
	(削除)	(削除)	(削除)